平成２５年（フ）第２３０３号
千葉市花見川区千種町346番地９　ルミエールⅡ201号
債務者　松原　康行
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向川　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４６４号
札幌市西区山の手３条１丁目１番25―307号
債務者　小林　雄樹
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
和歌山県東牟婁郡古座川町池野山469番地４
債務者　坪井　隆佳
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４１１号
京都市右京区梅津大縄場町６番地の６　嵐山ロイアルハイツ４―106
債務者　佐伯　謙二
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
宮崎県小林市北西方4515番地17、住民票の住所宮崎県小林市北西方4521番地
債務者　仮屋　隆司
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３３８号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2093番地１
債務者　松﨑　真哉
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６６号
京都府亀岡市北河原町２丁目３番16―204号保津川団地、前住所京都府亀岡市東別院町小泉小曽７番地18
債務者　大村　和信
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
滋賀県東近江市蛇溝町1073番地13
債務者　若林工業こと　若林　武司
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４０１号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目10番33―102号
債務者　江口　良太
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０６号
福岡県大野城市乙金東３丁目４番24号
債務者　松尾　康弘
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３３号
福岡県朝倉市甘木2349番地４雇用促進住宅１－３－３
債務者　川崎　京子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６９号
京都市伏見区羽束師菱川町582番地18
債務者　菅原　　衛
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７０号
京都市伏見区羽束師菱川町582番地18
債務者　菅原ひろみ
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６３号
京都市下京区油小路通下魚棚下る油小路町291番地　ボックス七条206号
債務者　手塚　三郎
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９９号
京都市東山区清水４丁目156番地の16　ローズアパート１Ｆ27号
債務者　西川　喜久
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０２号
京都府京田辺市草内穴口12番地
債務者　山崎　玲子（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０３号
京都市南区吉祥院車道町55番地　デルタウイング606号
債務者　大澤　義博
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係